

平成22年2月16日

大阪市水道局長 白井大造様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-10-6号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年12月19日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

1 確認内容

水道局は、次のような改善措置等を行った。

(1) 職員の通勤経路として自転車等を認定する場合の明確な基準については、市長部局における制度改正にあわせた改正を行い、制度規定内容は市長部局のものと同一となった。

なお、通勤時に自転車の利用を認定する場合は、次のとおりである。

- ① 身体障害のため公共交通機関の利用が困難な場合
- ② 常時、公共交通機関が運行していない時間帯に通勤しなければならない勤務形態の場合
- ③ 交通用具を使用する場合において、公共交通機関を利用する場合より通勤時間が短縮され、かつ、通勤手当額が少なくなる場合
- ④ 公共交通機関がない区間で使用する場合

(2) 現在、水道局における通勤時の交通用具使用認定までの手続は、次のとおりである。

- ① 職員がその所属する職場に対して、通勤届け及び「交通用具使用にかかる理由書及び誓約書」を提出する。
- ② 職員の所属職場で、施設内における駐車・駐輪に係る必要な許可を行った上で、関係書類を水道局給与・勤務条件担当へ提出する。
- ③ 水道局給与・勤務条件担当で届出内容を精査し、認定基準を満たしている場合に交通用具使用を認定する。

(3) 本件通報に係る被通報職員3名については、平成19年度中に懲戒処分等を行った。現在は適正に通勤している。

(参考) 勧告の内容

- ① 本件通報に係る職員の通勤経路を精査し、合理的な認定を行うこと。
- ② 他の任命権者と調整のうえ、職員の通勤経路として、自転車等を認定する場合の明確な基準を制定し、給与担当部署が直接、個々審査するなどして、自転車等の利用抑制に努められたい。
- ③ 自転車の利用を認める場合には、職員の通勤実態の把握に努め、庁舎管理上も敷地内駐車の手続きを整備されたい。
- ④ 自転車利用者への手当支給の必要性についても、市民への説明責任の今日的観点から、研究をされたい。